

# みらい1分ニュースレター

2010/15/ 第 28 号

毎週月曜配信

## 中国版

### 【滴水穿石】

先週に引き続き、中国での商標権取得がテーマです。

取得手続きの完了までは2~3年を要するため、計画的な準備が重要となります。専門家のアドバイスを従い、取得手続きの流れを、ご把握ください。

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部  
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic  
of China

## テーマ

### 中国における商標権の取得 (2/2)

## ポイント

#### ✓重要法令:

1. 【商標法】(2001年10月27日 改正)
2. 【商標法实施条例】(2002年9月15日 施行)

#### ✓注目すべきポイント:

1. 同じ商標を複数の商品に使用したい場合、複数の出願が必要になる可能性があるため、事前確認すべき
2. 現在は、商標登録の取得手続きの完了までは約2年から3年かかる

### ◆中国商標権登録の8つの主な内容

前回 (2/8) の続編です

取得手続きの主要な流れです

## 解説

#### (6) 商標権の取得手続き

管轄部門は、工商行政管理部門の中にある商標局です。主要な手続きの流れについては、右図をご参照ください。

#### (7) 同じ商標を複数の商品に使用したい場合

商標登録時、定められている商品類別の区分(合計45分類がある)ごとに出願します。同じ商標を複数の商品に使用したい場合、複数の出願が必要になる可能性がありますので、事前に商品類別について確認する必要があります。

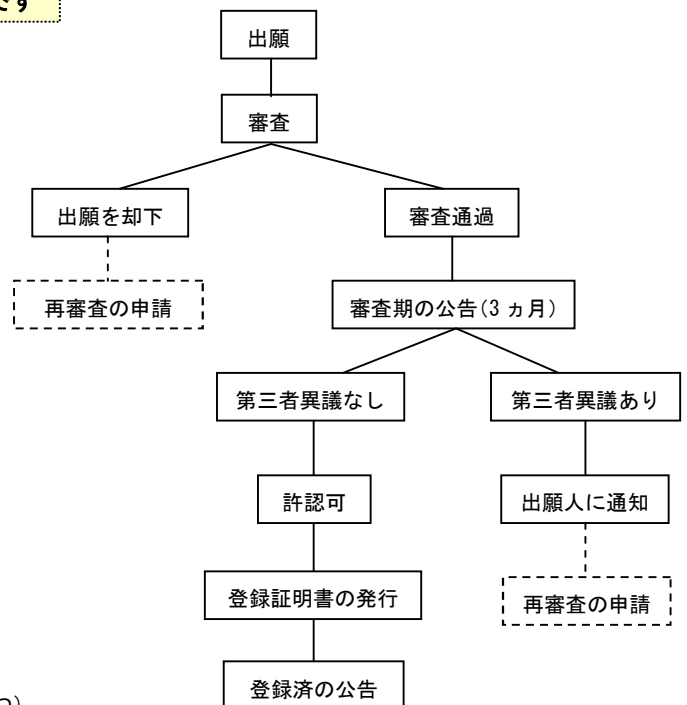
例えば、薬酒、空気浄化剤、農薬、歯科用充填材に同じ商標を使用したい場合、上記の商品は全て第5類に属しているため、1つの出願で結構です。

一方、絵筆、絵顔料に同じ商標を使用したい場合、前者が第16類、後者が第2類に属しているため、2つの出願が必要です。

#### (8) 取得手続きにかかる時間

法律上、審査の公告期間(3ヶ月)については規定されていますが、出願後の審査期間についての定めはありません。現在、当局の審査案件は山積の状態であるため、取得手続きは大体2年から3年の時間が掛かる可能性があります。

執筆: 莫 健潔(ばく けんけつ)



## みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>  
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所  
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

### 会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、総勢約140名の陣容。うち、中国、ベトナムをはじめ、外国人コンサルタントも10数名在籍。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

- ◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階
- ◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14
- ◇〔名古屋事務所〕愛知県名古屋市中区栄2-11-7

- TEL: 03-3519-3970(代)
- TEL: 06-4705-7010
- TEL: 052-253-5606

